

【第6回・完】 第三者機関の関与、移行計画、 およびその他の検討すべき事項

連載スケジュール	第1回 本格稼働に向けた排出量取引制度の背景と検討	2025年3月10日号(No.1737)
	第2回 本格稼働する排出量取引制度の特徴と概要および制度対象者	2025年4月1日号(No.1739)
	第3回 排出量の算定および排出枠の割当	2025年4月20日号(No.1741)
	第4回 排出枠の割当、償却義務および取引参加者と取引	2025年5月1日号(No.1742)
	第5回 価格安定化措置	2025年6月1日号(No.1744)
	第6回 第三者機関の関与、移行計画、およびその他の検討すべき事項	2025年6月10日号(No.1745)

- 排出量取引制度において、第三者機関は、対象企業が国に申請する割当量の算定について、申請する算定根拠および手順等を確認し、国の指針に整合していれば認証する。対象企業における体制整備に一定の期間を要すると考えられるため、制度開始当初より法人全体の排出量に対して一律の高い水準での保証を要求しない対応が考えられている。
- 本格稼働する排出量取引制度は、対象企業に対して、各社の事業計画等を反映した直接排出および間接排出についての削減目標、およびその他関連事項を記載した移行計画の提出を求め、国は、提出された情報を公表するとされている。対象企業は、政府目標等を踏まえた野心的な排出削減目標の策定と、その達成に向けた対外的なコミットメントが求められる。
- 論点整理案において、その他の検討すべき事項として、「中小企業に対する負担の不当な押し付けへの対応」、「既存制度との関係整理」、「サプライチェーン全体での排出削減の推進(GXリーグの見直し)」、「2033年度以降の排出量取引制度について」などが説明されている。

PwC Japan有限責任監査法人
公認会計士

川端 稔
PwC Japan有限責任監査法人
石川 剛士

はじめに

カーボンニュートラル目標を表明する国および法域が増加するなか、海外において、排出削減と経済成長および産業競争力の強化をともに実現するグリーントランクスフォーメーション(以下、「GX」という)に向けての投資が進んでいる。

国内では2023年5月に、「GX投資」というの実現を目指す投資(以下、「GX投資」という)の促進に向けた政策パッケージである「成長志向型カーボンプライシング構想」を反映した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(以下、「GX推進法」という)が成立した。これは、

GX経済移行債を財源とする20兆円規模の先行投資支援と排出量取引制度を含むカーボンプライシングとの組み合せにより、企業のGX投資の促進を含んでいる。2023年度から排出量取引制度が試行され、クラシメート・トランジション利付国庫券は2024年2月から発行されている。

また、内閣官房のGX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(以下、「CP専門WG」)

という)において、排出量取引の制度化に向けた論点整理が行われた。議論は排出量取引制度の骨格の形成を中心に行われ、制度運営における詳細は、今後の法制化において明確にされるが、現在試行されている排出量取引制度とは異なる点がある排出量取引制度の本格稼働が予想されている。本連載においてはCP専門WGにおける資料をもとに排出量取引制度の議論を中心に解説していく。

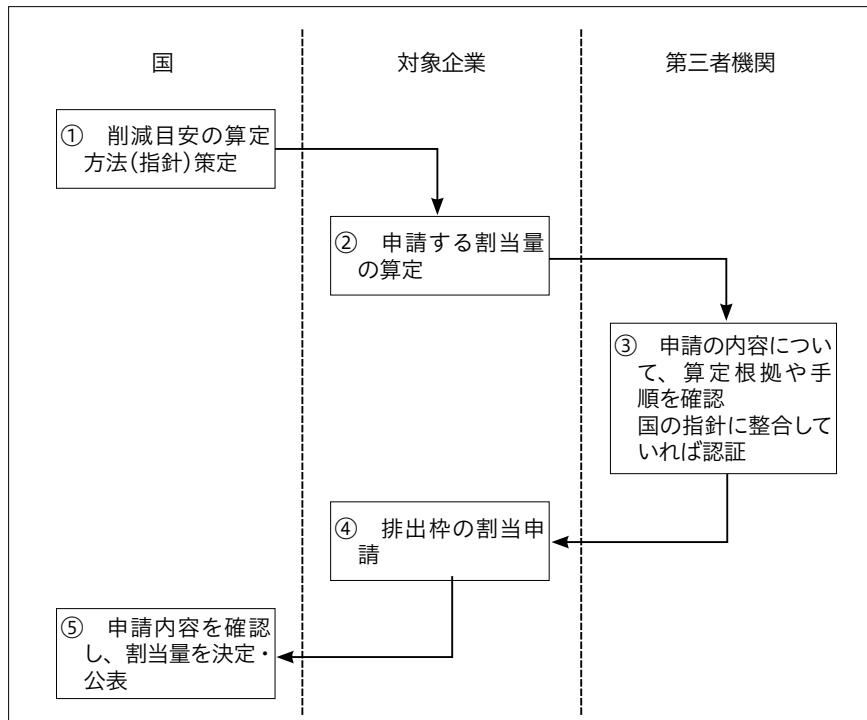
最終回の第6回は、第三者機関の関与、移行計画およびその他の検討すべき事項について、概要を解説する。なお、記載については、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

Q1 第三者機関が実施する認証と検証

第三者機関による実施が想定されている認証と検証は、どのような段階で何を行なうのか。

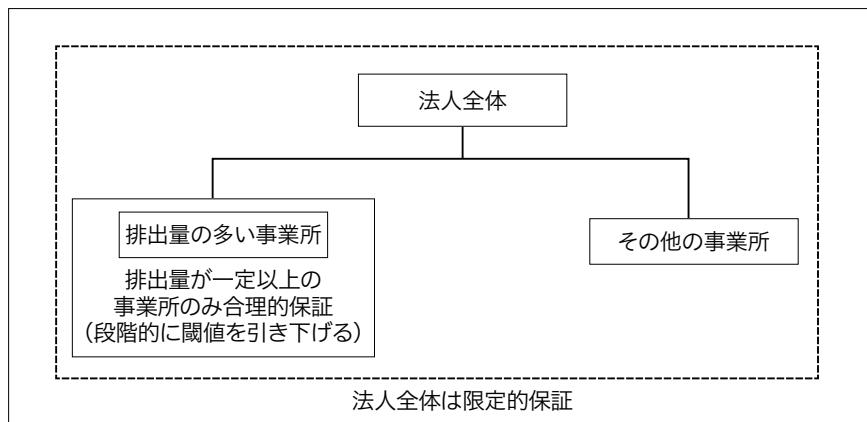
これからどうなる？ 排出量取引制度Q&A

(図表1) 割当量の認証手続



(出所) CP専門WG第5回資料2「GX実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」をもとに筆者作成

(図表2) 排出量実績と保証



(出所) CP専門WG第5回資料2「GX実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」をもとに筆者作成

・対象企業が何をしなければいけないか、検証する主体が何を確認する

なお、この例における閾値の設定方法や保証の基準等の詳細について
は、今後検討するとされている。
CP専門WGにおいては、第三者
検証に関して、次のような意見があつた。

いて毎年度割り当てる排出枠の量は、国が示す排出削減水準の目安に従つて、対象企業が算定する。そして、割当申請の際には第三者による認証が求められている。手順の概要をまとめると次のとおりである(図表1参照)。

① 国が指針を策定する。

② 対象企業は、認証を取得後に割当を申請する。

③ 第三者機関は、対象企業が申請手順等を確認し、算定根拠および手順等を確認し、国に指針に整合していれば認証する。

④ 第三者機関は、対象企業が申請手順等を確認し、算定根拠および手順等を確認し、国に指針に整合していれば認証する。

⑤ 申請内容に基づき割当量が決定され、公表される。

CP専門WGにおいて、「整合していれば認証」はどういう意味なのかについて説明が求められた。事務局は、実際のベンチマーク水準、あるいはその政府指針のところは機械的な計算ができるような形にしていく

CP専門WGにおいて、排出量の実績について第三者機関による検証が想定されている。また、対象企業における体制整備に一定の期間を要するとされている。この対応策として、制度開始当初より法人全体の排出量に対し一律の高い水準での保証を要求しない対応が示された。たとえば、法人全体としては限定的保証を求めるが、そのうち排出量が一定以上の事業所のみ合理的保証を求める方法が事務局説明資料に示されている(図表2参照)。

なお、この例における閾値の設定方法や保証の基準等の詳細について
は、今後検討するとされている。

たいと述べた。また、その計算が政府指針で定められた内容に適合しているかを検証するという形式を考えていると回答をした。

(2) 排出量実績の算定

たいと述べた。また、その計算が政府指針で定められた内容に適合しているかを検証するという形式を考えていると回答をした。

のかを明確にする対応が非常に重要である。たとえば、対象企業がモニタリングプランをつくる、排出

想定されている。登録要件や業務規程認可基準の詳細は、今後検討を行うとされている。

企業は、政府目標等を踏まえた野心的な排出削減目標の策定と、その達成に向けた対外的なコミットメント

うやり方があつてもよいとの意見が聞かれた。

提出が求められる移行計画とは何か、また、どのような情報が含まれるのか。

原則として、毎年度の提出が求められるものの、第三者認証は要求されないと想定している。

その他検討すべき事項として、どういった論点があるか。

うでないと、おそらく公正で中立な検証ができないと思う。

めに、利害相反の回避なども含めて、どういう義務と資格を求めるのかという点を明確にする必要があると思う。監査法人とそれ以外の機関の間でギャップがあつてはいけない」と思つ。

(3) 第二者機関の登録制度

する業務を、公正かつ適正に行う能力を担保するため、第三者機関について、登録制の導入が想定されていて、登録を行う第三者機関は、業務規程を定め、「排出量の報告」、「無償割当の申請」の区分に応じ、それぞれ申請および、政府による認可が想定されている。また、業務開始後も政府が定期的に業務状況等を確認し、業務の水準の維持を図る対応が

出を求めるところである。2030年を目標年度とした削減目標等の提出が想定されるが、目標水準は、企業が任意に設定する。その他提出事項の詳細は、今後決定される。さらに、国は、提出された情報の公表を想定している。

排出枠の下限価格の設定により炭素価格を一定水準以上に維持する措置の導入に加えて、対象企業に対しても脱炭素投資の着実な実施を促していく取組みとして、移行計画の提出が想定されている。移行計画の提出が求められる排出量取引制度の対象

CP専門WGにおいて、移行計画に関して、コメントおよび意見が聞かれた。移行計画は、事実上、中長期の削減目標になり、その下で各年の割当申請をこの移行計画と整合させながらしていくという対応と、時間軸で考えれば、中長期目標と毎

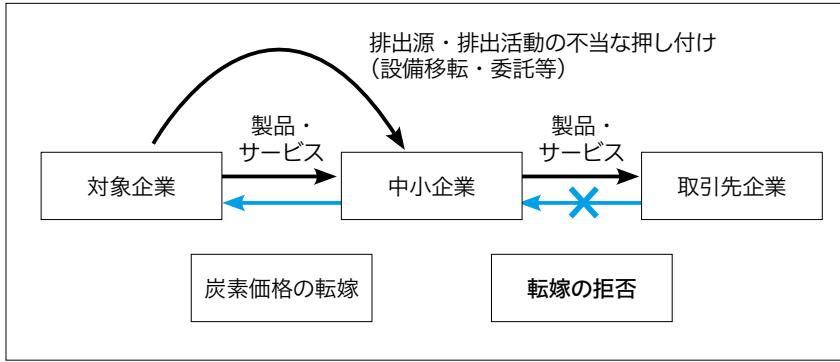
チエーン全体での排出削減の推進（GXリーグの見直し）、「2033年度以降の排出量取引制度について」などが説明されている。

(2) 中小企業に対する負担の不 当な押し付けへの対応

●排出の付替え等

産業界や関係団体、有識者等へのヒアリング(以下、「ヒアリング」という)の際に、排出量取引の対象となるのは多排出企業、すなわち比較的大規模の大きな企業が中心となるが、対象となる企業に取引先としてつな

(図表3) 中小企業に対する負担の不当な押し付けへの対応



(出所) CP専門WG第5回資料2「GX実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」をもとに筆者作成

がつっている中小企業への間接的な影響が述べられた。対象企業が取引関係および協力関係にある中小企業等に対し、設備の移転や排出活動の外委託を押し付け、排出の付替え等を行う可能性が指摘された。この指摘の背景には、倉庫費用のかかる金型の保管を下請企業に押し付けていた企業が公正取引委員会から指摘を受けた事例があると説明されている。

対象企業と取引関係および協力関係にある中小企業等との関係を規定する法的枠組みを前提に、実際の制度内容や企業の対応状況等を踏まえ、制度内外での対応を今後検討する必要があるかについて、GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(以下、「法的課題研究会」という)においても議論が行われた。

法的課題研究会において述べられた主な意見は、次のとおりである。

- ・排出量取引制度で直接に取り扱うのではなく、下請法等で対応可能かつ対応すべきである。制度逃れにより制度の実効性が損なわれるといった問題は、あらゆる局面で起こり得る可能性がある。政府が主導し、制度対象者もしくは制度対象者にな

る可能性がある企業に対して、情報収集、調査を実施しておく対応が重要である。この対応は、制度の透明性を高めると考えられる。

CP専門WGにおいて、事務局は、対象となる排出源および排出活動について、適切な対価を伴わない取引関係および協力関係のある中小企業への移転、あるいは、原材料のコスト上昇分の転嫁を拒むといった事態が生じる可能性があるとした。こうした不合理が存在していないか、政府において今後厳格に確認し、そのうえで、取引上優位な立場を利用して、中小企業に不当な負担を押し付けるような取引に対しては、政府が一体となってその是正に取り組んでいきたいと考えていると説明した(図表3 参照)。

(2) 既存制度との関係整理

他に、ヒアリングにおいて述べられた意見として、既存制度との関係整理がある。これには、既存の法制度との関係整理や、地方自治体における既存の排出量取引制度との関係整理などがある。

法的課題研究会の事務局からは、委託や設備移転に関して、適正な対価を伴つた形でなされる場合、現実的な問題は生じないかもしれないとの説明された。また、対価を伴わない形で押し付けがなされる場合、排出量取引制度外にはなるかも知れない

が、独占禁止法あるいは下請法上の措置で、対応の検討が必要であると説明された。

CP専門WGにおいて、事務局は、対象となる排出源および排出活動について、適切な対価を伴わない取引関係および協力関係のある中小企業への移転、あるいは、原材料のコスト上昇分の転嫁を拒むといった事態が生じる可能性があるとした。こうした不合理が存在していないか、政府において今後厳格に確認し、そのうえで、取引上優位な立場を利用して、中小企業に不当な負担を押し付けるような取引に対しては、政府が一体となってその是正に取り組んでいきたいと考えていると説明した(図表3 参照)。

① 既存の法制度との関係整理

事業者に対して脱炭素の取組みを促進する既存の法制度としては、「エネルギーの使用の合理化及び非化石

・排出量取引制度で直接に取り扱うのではなく、下請法等で対応可能かつ対応すべきである。制度逃れにより制度の実効性が損なわれるといった問題は、あらゆる局面で起こり得る可能性がある。政府が主導し、制度対象者もしくは制度対象者にな

エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という）、「地球温暖化対策の推進法に関する法律（以下、「温対法」という）」および「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー原燃料の有効な利用の促進に関する法律（以下、「高度化法」という）」が存在する。特に、省エネ法や温対法と排出量取引制度との間には、報告事項に一定の重複が生じる可能性があるとされている。この対応として、対象とされる企業の事務負担を軽減するため、手続簡素化に向けたシステム上の工夫等の検討を進めるとの説明がされている。

また、高度化法については、当該制度を通して実現される非化石電源の拡大と、排出量取引制度を通じて期待される排出源における削減対策の実施といったそれぞれの政策効果を踏まえた関係整理を行うとの説明がされている。

② 地方自治体における排出量取引制度との関係整理

東京都および埼玉県においては、条例に基づき、先行的に排出量取引制度が実施されている。法律として導入が予定される全国レベルでの排出量取引制度との重複する関係の整

理が求められており、法的課題研究会においても議論された。2024年12月公表の「GX実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書」において、「法律が国で一律に排出量取引制度の中で対応すべきと考える事項につき、条例によって異なる負担等が課せられることがあることとなると、法律の目的や効果を阻害することとならないか、ひいては条例が『法律の範囲』を逸脱することとならないかにつき慎重に精査されることが必要である」と述べられている。

論点整理案において、条例に基づき、地方自治体において先行的に実施されている排出量取引制度についても、国の排出量取引制度対象との重複関係の整理に向けて、地方自治体との対話を進めていくとされている。

(3) サプライチェーン全体での排出削減の推進(GXリーチの見直し)

2033年度以降の排出量取引制度について

ヒアリングにおいて、制度の予見可能性について、第2から第3フェーズの間で制度骨格に大幅な変更が伴い、制度の予見性が損なわれがないよう第2フェーズの制度検討を行う必要があるとの意見があつた。

2033年度以降の排出量取引制度についての概要も論点整理案において説明されている。現行のGX推進法においては、オーケションの対象事業者（特定事業者）として規定されている発電事業者についても、これまでおりである。

ている。社会全体でGXを進めるには、これらの企業が、上流での脱炭素性の高い原材料調達や、中小企業の脱炭素支援への積極的なコミットメントなど、サプライチェーン全体で取組みを牽引していく必要性が認識されている。こうした観点から、GXリーチにおいて、スコープ3（特に上流）の目標設定および実績開示等を求めていく対応の検討が想定されている。

2033年度以降は、オーケション対象事業者について、排出枠が一部有償で割り当てられる。

なお、2025年2月に閣議決定された「GX2040ビジョン」において、2033年度から導入する有償オーケションと同一の炭素排出に対する二重負担の防止について説明がされている。化石燃料賦課金の執行実務の状況等を踏まえて、排出枠の有償オーケションを実施するために必要な技術的事項を措置する際に、必要な調整措置を導入するとされている。

おわりに

本格稼働する排出量取引制度の骨格を形成する主な事項について、6回の連載で説明した。内容は、制度の骨格であるため、詳細は、今後の法制化において検討され明確化していく。排出量取引制度について、今後検討が行われる事項は、GX 2040ビジョンにおいても明示されており、主な項目は、図表4のとおりである。

これからどうなる？ 排出量取引制度Q&A

(図表4) 今後検討が行われる項目

範囲	内容
1 排出量の算定	算定にあたって諸外国において、離島に関する航路や事業を対象事業者の算定対象排出量の範囲から除外する措置を講じている。こういった措置についても、諸外国の例も参考しながら検討していく。
2 排出量の算定	韓国や米国カリフォルニア州の排出量取引制度において、対象企業によるカーボンクレジットの活用量増加による排出枠の余剰発生を抑制するため、カーボンクレジットの使用可能量に上限を設けている。J-クレジットやJCMクレジットを活用可能な範囲についても、こうした諸外国制度の例も踏まえながら検討を行う。
3 排出量の算定	排出量取引制度の対象企業が製造するグリーン製品の需要家が排出量取引制度対象外である場合、製品の販売を通じて、脱炭素投資の費用の回収が困難となるため、こうしたクレジット化のしくみを通じて、排出量取引制度外で生じる環境価値を取り込む対応を検討する。
4 移行計画	提出事項の詳細やその公表については、企業のGXに関する取組みを把握するうえでの当該事項の重要性・関連性や企業の機密情報の取扱い等を留意したうえで検討する。
5 排出枠の割当	ベンチマークおよびグランドファザリングの対象業種の選定や、ベンチマークの具体的なあり方については、各業種の実態や、当該業種の排出量がわが国全体の排出量に占める割合を踏まえつつ、比較可能性および公平性が確保される形で検討を行っていく。
6 排出枠の割当	業種横断で適用される削減水準等の詳細は、脱炭素技術の進展状況等を踏まえて対象企業に野心的な排出削減を求めていく観点から、有識者等の意見を踏まえて検討を進めていく。
7 その他排出枠の割当を行なう際に勘案すべき事情	制度開始前の削減努力を考慮する取扱いを一定の範囲で認め、具体的な算定方法や、起点となる過去の年度の考え方については、活用可能なデータの制約等も考慮しながら検討する。
8 その他排出枠の割当を行なう際に勘案すべき事情	リーケージセクターの決定や同措置発動のための基準の詳細については、EUや豪州等の諸外国の例やわが国の産業の特色等も踏まえて、検討および決定していく。
9 その他排出枠の割当を行なう際に勘案すべき事項	実際の割当量が適正な水準となるようにわが国のGXに関する研究開発の状況や関連する会計実務等を踏まえて、簡便かつ透明性を確保できる形での算定方法を検討していく。
10 下限価格	排出枠を一定の範囲で買い取る入札(リバースオークション)を実施してもなお排出枠の価格が低迷するような場合、割当に関する基準を厳格化し、需給を引き締める取扱いも検討する。
11 取引市場	市場における排出枠の余剰増加による価格低迷が起きた場合等には、将来的に、取引参加者のさらなる拡大やデリバティブ取引の導入等を検討する。
12 取引市場	排出枠の取引量の増加により自律的な市場運営が可能となった場合、取引所の運営についても、民間の事業者主体の許認可制への移行を検討するなど、段階的に取引制度を発展させていく方策についても検討していく。
13 既存制度との関係整備	特に、省エネ法および温対法と本制度との間には報告事項に一定の重複が生じる可能性があるところ、対象企業の事務負担を軽減するため、手続簡素化に向けたシステム上の工夫等の検討を進める。

(出所) GX2040ビジョンをもとに筆者作成

排出量取引制度自体は、市場を通じた炭素価格の形成を前提とした制度である。長期間運用するなかで、制度設計当初において想定していた

経済状況および社会情勢等からの乖離が生じる可能性が想定されている。よって、本格稼働後、社会情勢の変化や、GX実現に向けた企業の

取組み状況等を踏まえながら、継続的に制度の点検を行っていく必要があるとされている。対象企業が毎年度報告する排出量の実績や移行計画

における将来に向けた排出量の見通しが、排出削減の取組みの進展状況が確認され、必要な場合には、予見可能性を十分に確保したうえで、制度の見直しを行う必要があると考えられている。

石川 剛士(いしかわ・たけし)
PwC Japan 有限責任監査法人
サステナビリティ・アドバイザリー部 パートナー
エネルギー管理士
民間エネルギー会社を経て、2007年よりPwC。サステナビリティ領域のなかでも環境・エネルギー分野に注力し、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素経営に向けたアドバイザリー業務、官公庁の環境・エネルギー分野に係る委託業務経験を豊富に有する。

川端 稔(かわばた・みのる)
PwC Japan 有限責任監査法人
監査事業本部 パートナー
公認会計士
財務諸表監査、アドバイザリー業務および品質管理業務(日本基準およびIFRSに関する会計処理等に関する相談業務)に従事し、現在、監査事業本部に所属する。